様式第一を次のように改める。

様式第１（第１条、第９条、第18条、第18条の３関係）

指　　定　　申　　請　　書

年　　月　　日

都道府県知事　殿
（特定市町村の長）
（経済産業大臣）

住　　所
名　　称
代表者の氏名

計量法第20条第１項（計量法第16条第１項第２号イ、計量法第117条第１項、計量法第121条の２）の指定を受けたいので、同法第26条（同法第106条第１項、同法第121条第１項、同法第121条の７）の規定により、申請します。

１　指定の区分
２　事業所の名称及び所在地
３　特定計量器の種類
４　地域ブロックの区分

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ４とすること。
２　第３項及び第４項の事項は、第９条第２項の規定により検定の種類を変成器付電気計器検査、法第78条第１項（法第81条第２項及び法第89条第３項において準用する場合を含む。）の試験及び法第93条第１項の調査以外のものに限定する場合に限り記載すること。

様式第一の二を次のように改める。

様式第１の２（第２条の４、第10条の４、第18条、第18条の７関係）

指　定　更　新　申　請　書

年　　月　　日

都道府県知事　殿
（特定市町村の長）
（経済産業大臣）

住　　所
名　　称
代表者の氏名　　印

計量法第20条第１項（計量法第16条第１項第２号イ、計量法第117条第１項、計量法第121条の２）の指定の更新を受けたいので、同法第28条の２（同法第106条第３項において準用する同法第28条の２、同法第121条の10において準用する同法第28条の２）の規定により、申請します。

１　指定の区分
２　事業所の名称及び所在地
３　特定計量器の種類
４　地域ブロックの区分

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
３　第３項及び第４項の事項は、第10条の４において準用する第９条第２項の規定により検定の種類を変成器付電気計器検査、法第78条第１項（法第81条第２項及び法第89条第３項において準用する場合を含む。）の試験及び法第93条第１項の調査以外のものに限定する場合に限り記載すること。

様式第八を次のように改める。

様式第８（第20条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　　月　　日

経済産業大臣殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名　　印

計量法第　　条第　　項の規定による申請に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項
２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　法令の条項については、当該申請の適用条文名を記載すること。
３　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
４　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該申請の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
５　「押印」の欄には、押印をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、押印をすること。
６　電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載すること。
　一　提出者の氏名又は名称
　二　提出年月日
７　該当事項がない欄は、省略すること。

様式第九から様式第十七までを削る。

第二条　指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第二条関係

改正後			改正前		
別表第二（第九条関係）			**別表第二**（第九条関係）		
	事項	業務の範囲		事項	業務の範囲
一	特定計量器の種類	一　［略］ 二　自動捕捉式はかり	一	特定計量器の種類	一　［略］ ［新設］